

## 品川区小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）実施要綱

制定 令和6年9月30日区長決定  
要綱第337号

（目的）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム事業」という。）において行われる養育は、養育者の住居において、複数の委託児童（法第27条第1項第3号の規定によりファミリーホーム事業を行う者に委託された児童をいう。以下同じ。）が養育者の家庭を構成する一員として相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性および社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行う。

（設置および運営の主体）

第2条 ファミリーホーム事業の設置および運営の主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 東京都（東京都および児童相談所を設置する特別区を含む。以下同じ。）において養育家庭（品川区里親制度運営要綱（令和6年品川区要綱第332号）第3条第1号に規定する養育家庭をいう。以下同じ。）として経験のある家庭。ただし、第23条に基づく事業開始の手続を行う場合は、現に品川区（以下「区」という。）の養育家庭として登録されている家庭に限る。
- (2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等。ただし、東京都で乳児院、児童養護施設、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）またはファミリーホーム事業を3年以上設置し、および運営した法人その他これらと同等の実績または能力を有するものとして区が認めた法人に限る。
- (3) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設または児童自立支援施設の職員の経験を有する者

（養育者等の配置基準）

第3条 ファミリーホーム事業者（以下「事業者」という。）は、ファミリーホーム事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）ごとに、2人の養育者および1人以上の補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

- 2 前項に規定する2人の養育者は、一の家族を構成しているものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者および2人以上の補助者とすることができる。
- 4 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- 5 養育者のうち1人は、当該ファミリーホームの養育者等（養育者および補助者をいう。以下同じ。）および業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 6 前項に規定する養育者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という）およびこの要綱の規定を遵守するとともに、当該ファミリーホームの他の養育者等に省令およびこの要綱の規定を遵守させなければならない。
- 7 事業者は、委託児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるよう、職員の配置・活用を図ることとし、補助者については、養育者がより多く委託児童とのかかわりが取れるよう活用を図ることとする。
- 8 事業者は、ファミリーホームを支援する職員を配置するものとする。ただし、前条第2項に規定する者が設置し、および運営する場合に限る。

（養育者等の要件）

第4条 前条第4項に定める養育者の要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第2条第1号に規定する事業主体の場合 省令第1条の3第1項第1号または第2号の要件に該当する者であって、東京都の養育家庭として同時に3人の委託児童の養育経験を有するもの（事業開始届を行う場合は、現に3人の児童を受託している者に限る。）もしくはファミリーホームの常勤の養育者（次号の要件を満たす者に限る。）として1年以上の経験を有する者
- (2) 第2条第2号に規定する事業主体の場合 前号（ただし書を除く。）に該当する者または法第7条第1項の児童福祉施設（通所施設を除く。）、児童自立生活援助事業、ファミリーホーム事業または児童相談所の一時保護所における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験を有する者

- (3) 第2条第3号に規定する事業主体の場合 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設または児童自立支援施設における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験を有する者
  - (4) 前3号以外の養育者 省令第1条の3 1第1項第1号から第3号までに該当する者または法第7条第1項の児童福祉施設（通所施設を除く。）、児童自立生活援助事業、ファミリーホーム事業または児童相談所の一時保護所における常勤職員としての3年以上の直接処遇の経験を有する者
- 2 前項に規定する養育者は、区の養育家庭に現に登録されている者でなければならない。
- 3 補助者は児童福祉事業への理解・熱意を有する者とする。
- 4 第1項および第2項に規定する養育者ならびに前項に規定する補助者は、法第34条の20第1項各号ならびに精神の機能の障害により養育者または補助者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者でなければならない。
- 5 養育者等は、養育を効果的に行うため、東京都が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（居室および設備の基準）

第5条 ファミリーホームの居室および設備は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所等委託児童が日常生活を営む上で必要な居室および設備ならびに食堂、居間等委託児童が相互に交流を図ることができる居室を有すること。
- (2) 建物について、4室24畳以上の居室を有すること。
- (3) 委託児童の居室において、児童一人当たり面積として3畳以上が望ましいが、最低の基準として3.3㎡（2畳）以上となること。
- (4) 委託児童の居室が個室の場合は、少なくとも3畳以上を確保すること。
- (5) 同居人の人数も踏まえ、適切に委託児童の養育を行うことができるものであること。
- (6) 委託児童の年齢等に応じ、男女の居室を別にすること。
- (7) 委託児童の保健衛生に関する事項および安全について十分考慮されていること。

(養育基準)

第6条 ファミリーホーム事業の養育基準は次のとおりとする。

- (1) ファミリーホームの委託児童の定員は、5人または6人とする。
- (2) ファミリーホームにおいて同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことができる体制を確保しなければならない。

(児童の権利擁護および懲戒)

第7条 養育者等は、委託児童に対し、自らの子もしくは他の児童と比して、または委託児童の国籍、信条もしくは社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

2 養育者等は、委託児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

3 養育者は、委託児童に対し法第47条第3項の規定により監護および教育に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(安全計画)

第8条 事業者は、委託児童等の安全の確保を図るため、事業を行う住居ごとに、当該住居の設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めた住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修および訓練その他住居における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めなければならない。

(業務継続計画)

第9条 事業者は、住居ごとに、感染症および非常災害の発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うため、および非常時の体制で早期の業務

の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第10条 事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不慮の注意と訓練をするように努めなければならない。

（教育を受けさせる義務）

第11条 養育者は、委託児童に対し、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

（衛生管理）

第12条 事業者は、委託児童の使用する食器その他の設備または飲用する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（食事の提供）

第13条 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善および健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

（自立支援計画）

第14条 養育者は、品川区児童相談所の所長（以下「児童相談所長」という。）があらかじめ当該養育者ならびにその養育する委託児童およびその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

（管理運営基準）

第15条 事業者は、ファミリーホームごとに、次に掲げる事業の運営について

の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 養育者等の職種、員数および職務の内容
- (3) 委託児童の定員
- (4) 養育の内容
- (5) 緊急時等における対応方法
- (6) 非常災害対策
- (7) 委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項
- (8) 省令第1条の28に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項  
(委託児童に係る金銭の管理)

第16条 事業者は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該委託児童に係る当該金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

(守秘義務および個人情報管理)

第17条 養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 ファミリーホーム事業に従事する養育者等は、委託児童等に係る個人情報を適正に管理しなければならない。

(帳簿の整備)

第18条 ファミリーホームには、養育者等、財産、収支および委託児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、運営の透明性を確保しなければならない。

2 財産および収支に関する帳簿に関しては、年度単位で作成するものとし、人件費等の事務費と児童の生活に係る費用の事業費とは、区分を明確にして記帳すること。

(苦情対応)

第19条 養育者は、その行った養育に関する委託児童またはその保護者等からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 事業者は、前項の意思表示への対応のうち特に苦情の解決に係るものについては、その公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって養育者等以外の者を関与させなければならない。

(サービス評価・改善)

第20条 事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(区および児童相談所の調査)

第21条 事業者は、区長または児童相談所長からの求めに応じ、委託児童の状況および運営状況について、調査を受けなければならない。

(関係機関との連携)

第22条 事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、子ども家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(事業開始の手続)

第23条 ファミリーホーム事業を行う者は、事業を開始する2カ月前までに、次に掲げる書類を添えて、品川区児童福祉法の施行に関する規則(以下「規則」という。)第21条第1項に規定する児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業実施届(規則第14号様式の28)により、区長に届け出なければならない。

(1) 定款その他の規約(法人の場合に限る。)

- (2) 運営規程
- (3) 建物平面図
- (4) 職員の名簿、履歴書および資格証明書ならびに同居人の氏名および状況が確認できる書類
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 決算書（既に他の事業を行っている場合に限る。）
- (8) 登記簿謄本、賃貸契約書等の土地および建物の所有等の状況が確認できる書類

2 区長は、前項の規定による届出があったときは、事前に現地調査等を実施し、当該届出内容の確認を行う。

（届出内容の変更）

第24条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項について変更が生じたときは、変更の日から1カ月以内に、区長が必要と認める書類を添えて、規則第21条第2項に規定する児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業内容変更届（規則第14号様式の29）により、区長に届け出なければならない。

（事業の廃止または休止の手續）

第25条 事業者は、ファミリーホーム事業を廃止し、または休止しようとするときは、その2カ月前までに、規則第21条第3項に規定する児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業廃止（休止）届（規則第14号様式の30）より届け出るものとする。

（運営費）

第26条 ファミリーホーム事業に関する経費は、品川区ファミリーホーム・里親措置費支弁基準（令和6年9月30日品子育発第60号）により算定するものとし、事業者は、規則第32条の規定に基づき、月ごとに計算書を添えて区長に請求書を提出し、支弁を受けるものとする。

2 支援員を配置している場合については、東京都グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業実施要綱に基づき支援員の配置に必要な経費を補助する。

（その他）

第27条 この要綱に定めるもののほか、ファミリーホーム事業の実施に関し

必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。